

令和5年度熊本市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度熊本市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 事 業 所 数	10ヶ所
(2) 午 間 総 給 水 量	62,110m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	170m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		6,549千円
第1項 営業収益		3,594千円
第2項 営業外収益		2,955千円
	支	出
第1款 工業用水道事業費用		6,549千円
第1項 営業費用		6,048千円
第2項 営業外費用		201千円
第3項 予備費		300千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 775千円は、過年度分損益勘定留保資金 762千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 13千円で補てんするものとする。）。

支 出

第1款 資本的支出	775千円
第1項 建設改良費	150千円
第2項 企業債償還金	125千円
第3項 予備費	500千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、5,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用（消費税及び地方消費税に限る。）

(他会計からの補助金)

第7条 工業用水道事業会計の経営基盤確立のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、766千円である。

熊本市長 大西一史